



**WARNER BROS.  
STUDIO TOUR  
TOKYO**

**ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリー・ポッター  
クローケルサービス利用約款**

本約款は、ワーナーブラザーススタジオジャパン合同会社（以下「当社」といいます）がワーナー ブラザース スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリー・ポッター（以下「スタジオツアー」をいいます）をご利用のお客様（以下「利用者」といいます。）に提供するクローケルサービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本約款に同意いただいたお客様に限り、本サービスをご利用いただくことができます。

**1. 預入できないもの**

- (1) 貴重品、その他利用者が貴重品だと認識している物
- (2) 館内に持ち込むことができない物
- (3) 飲食物
- (4) 液体物
- (5) 動物・植物・生花
- (6) 傘
- (7) 電子機器・精密機器
- (8) その他、お預かりすることが難しいと当社が判断したもの

**2. 以下の物品は、スタジオツアー内に持ち込むことができませんのでクローケルでの預入れが必要です。**

- (1) スーツケース、カート
- (2) キックバイク、三輪車
- (3) 三脚や一脚などの撮影補助機
- (4) ローラースケート、スケートボードやキックボードなど
- (5) 楽器
- (6) 一部大型商品
- (7) その他当社がクローケルでお預かりすべきと判断したもの

**3. 預入品の点検**

預入に際して当社が必要と認めた場合は、お客様の同意のもと預入品（中身を含みます）を確認させていただきます。また、当社の保管中に、「1. 預入できないもの」に規定する物品が預入品に含まれている疑いがあると当社が判断した場合や、その他当社が合理的と判断する理由がある場合は、当社はお客様の同意を得ることなく、預入品を開封・点検することができます。

**4. 免責事項と当社の賠償責任**

- (1) 次の各号の場合、預入品に滅失・毀損または汚損等の損害が生じても当社はその賠償の責任を負わないものとします。
  - [1] 上記1記載の預入れできないものを預け入れた場合
  - [2] 高価品をお預けいただいた際の紛失等による場合
  - [3] 老朽化など預入品固有の不具合等を起因とした破損または変質が生じた場合
  - [4] 軽微な破損や付属品の欠損、預入品固有の性質から破損が生じた場合
  - [5] 特別な事情により預入れられた飲食物の変質が生じた場合
  - [6] 司法権等の発動により、関係官公署から預入品を押収または証拠品として提出を求られた場合
  - [7] 第三者の行為による場合
  - [8] 天災地変等の不可抗力による場合
  - [9] その他、当社の責めに帰さない場合



**WARNER BROS.  
STUDIO TOUR  
TOKYO**

**(2) 当社の責任**

当社は、クローケ内にて当社の重過失により発生した滅失・毀損等の賠償の責めに任じます。但し、お預かり以前およびお預かりの際に生じた汚れ、物品本来の機能を損なわない程度の損傷、鞄が密閉されていない状態での預け入れによる物品の紛失等、およびその他当社の責に帰さない滅失・毀損・汚損については、補償の対象から除外いたします。

**5. 本サービス利用者の賠償責任**

本サービス利用者の故意または過失により、もしくは本サービス利用者が本約款を遵守しないことにより(液体物やにおいの強いものの預け入れにより生じた滅失・毀損・汚損も含みます。)当社または第三者が損害を受けた場合は、当該本サービス利用者が、かかる損害の賠償の責を負うものとします。

**6. 利用方法**

- [1] 預入品は、可能な限りご自身の鞄等にまとめていただくようお願いいたします。
- [2] 取っ手がついていないお荷物などを預けの際は当施設が用意する袋に入れていただきます。
- [3] 複数名でのお荷物のお預けをご希望の場合、お帰りの時間が一緒であればまとめてお預かりいたします。
- [4] お荷物のお預かり、ご返却の手順は、当社が指定する方法にて行います。
- [5] お荷物の返却等の際に、ご本人様確認のために身分証等をご提示いただく場合がございます。

**7. お荷物お引き取りがない場合の処置**

当日お引き取りがない預入品は、当施設で一定期間遺失物として保管します。保管期間経過後は、警察署に遺失物として届出いたします。

**8. 災害発生時の対応**

地震や火災などの災害が発生した際、預入品は返却できない場合があります。

**9. 本約款の変更**

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更(本約款に新たな内容を追加することを含みます。)できるものとします。

- (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。